

1 開会

委員11人の内8人出席により定足数を満たしており、本会が成立していることを確認

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果について(資料4-1)

[説明者] 事務局(宇田次長)

(概要)

前回審議会で、加藤委員から「上水道が値上げしないのはいつまでかわかる資料が欲しい」という要望があった。

水道ビジョンによると、「当面は現行の水道料金で運営する。」とあり、市議会平成19年12月定例会の全員協議会においても、10年間は値上げしない予定であることが説明されている。

前回の審議会で、下水道事業の経営健全化を図るため、平成25年度から平成27年度の3か年で赤字解消を図ることとし、使用料9.51%の改定案を検討するという方向性が示された。この増収分を誰が(どの使用料区分の階層が)、いくら負担するのかを考える必要がある。これを踏まえて、今日は、使用料体系について、ご審議いただきたい。

また、実際の使用料改定は、当審議会からいただく答申を踏まえて、条例改正案を作成し、議会へ議案上程を行う。議決後に条例改正を行い、その後、住民周知期間を設けてからの改定となる。

使用料改定に当たっては、十分な審議をいただくことが必要なので、値上げ時期が年度当初にならない場合もあることをご承知おきいただきたい。

[質疑] 加藤委員

下水道使用料が値上げになっても、上水道の使用料は変わらないということですね。

[説明者] 事務局(宇田次長)

そのとおりです。

(審議事項)

(2) 使用料体系の見直しについて(資料4-2~4-8)

ア 使用料体系の種類と現状について

[説明者] 事務局(藤岡係長)

(ア) 使用料体系の種類について(資料4-2)

(概要)

使用料の基本となる制度の主なものには、水道料金に比例する制度、1世帯当たりや一人当たりの金額を定める定額使用料制、使用水量に比例して使用料を負担していただく従量使用料制、定額使用料制と従量使用料制の両方を兼ね備えた二部使用料制があり、それぞれ長所短所がある。

これにあわせて、汚水排出量が増えるほど使用料単価が高くなる累進使用料制、排水の水質に応じて使用料を区分する水質使用料制などがあり、それぞれに長所短所がある。

例えば、累進使用料制は、大量排出を抑制するという利点があるが、一方で、大口排出者の減が使用料収入の大きな影響を与えるため、累進度が高いと景気に左右されやすいというデメリットもある。

また、水質使用料制等の導入を行った場合は、対象者の把握、水質の認定、徴収事務経費が新たに生じるため、経費が使用料に反映される。

使用料は、使用者間の負担の公平を期す必要がある。

下水道の運営経費は、下水道使用者数や使用水量の多寡に関りなく固定的に必要な経費と、使用水量に応じて変動する経費に分かれる。

一般的には、固定的な経費は、基本使用料として賦課件数で割り、平等に負担することが望ましいとされており、一方、変動的な経費は、使用実態に合わせて負担することが望ましいとされている。

米子市の使用料体系は、これらの考えを踏まえて、累進従量制に基本使用料を併置する二部使用料制を採用しており、現実にも多くの地方公共団体で採用されている方法である。今回の体系見直しにおいても、基本使用料に累進従量制使用料を加算する現行の制度を採用したい。

固定的な経費としては、下水道の使用者数に対応して増減する経費として、使用料の賦課徴収に関する経費など、下水道使用者数及び排水量の多寡にかかわらず必要な経費として、施設の維持関係の経費、過去に借りた地方債の元利償還金の返済額などがある。

変動的な経費としては、下水道の排水量の多寡に応じて変動する経費として、動力費や薬品費などがある。

[説明者] 事務局（景井係長）

(イ) 一般排水使用水量別構成について(資料4-3)

(概要)

平成21年度から23年度までの使用水量別の年間件数、使用水量の構成の実績をグラフにしたものである。ここ3年間で大きな変動は見られない。

米子市では、基本水量10m³/月以下の世帯数が、全体の約3割を占めていることがわかる。(52,892件/168,120件)

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(ウ) 使用料体系比較について(資料4-4)

(概要)

資料4-4は、以前の審議会資料でもお示ししたものである。

各自治体によって、下水道整備の状況、処理場の数、管渠の長さ等は様々であり、他市の使用料と単純比較をすることは、適当と言い難い面もある。

しかし、住民感情としては、近隣市との比較を行うのはやむを得ないと考えられる。

このため、再度、今回資料として提示した。

[質疑] 伊藤委員

資料4-3の一般排水使用水量別構成について、使用水量0 m³の件数が一番多くなっていますが、使用が全くない件数が一番多いということですか。

[説明者] 事務局（景井係長）

栓は開けておられるが、検針で水量が上がっていないといったケースです。

[質疑] 細井会長

同じところに二つ栓を持っているケースもあるでしょうか。

[説明者] 事務局（景井係長）

外用、中用で使い分けられるケースもありますし、冬場は全く使われていないという場合もあります。

[質疑] 細井会長

世帯の数で見ると、2ヶ月で10 m³から40 m³ぐらい使っている世帯が大体同じぐらいが一番多いということになりますね。また、水量当たりでみると30 m³から50 m³ぐらいの人が一番、水量的には貢献しているということですね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

それから、都会の場合は、一人暮らしの世帯が多くなる場合もあると思いますが、そうするとグラフの山のピークがもっと左の方になりますし、また逆に、大家族例えば3世代でお住まいの方々が多くなると、グラフの山のピークがもっと右の方になると思います。

[質疑] 細井会長

もしも、資料4-3のグラフを料金についても作るとすると、料金グラフの山のピークが水量グラフの山のピークより、もう少し右の方に来ることになるんですかね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

そうですね。

[質疑] 細井会長

3年間だからそんなに大きな変化はないですね。

イ 基本水量及び基本料金について(資料4-5)

[説明者] 事務局（宇田次長）

(概要)

使用料改定は、誰がいくら負担するか、つまり、どの使用料階層の方がいくら負担するかということを考えなければならない。

このため、①基本使用料の基本水量及び金額、②累進従量制のランク、それぞれの単価、

③浴場汚水及び温泉汚水の使用料 の三点を考えていく必要がある。

まず、基本使用料について検討をお願いしたい。

(ア) 基本使用料対象経費

基本使用料は、使用料の大小に関係なく一定金額を負担していただくものである。

下水道事業は、施設型産業であり、固定的な経費の割合が非常に高い事業である。

このことから、下水道事業団が示す計算例に基づき、平成23年度の経費を分析すると、賦課徴収に係る経費（需要家費）と、固定費のうち地方債の元利償還金（資本費）を除いた固定的な維持管理費を合計し、賦課件数で割ると、理論上は1月当たり2,000円程度と現状よりもかなり高額になる。

しかし、近隣他市の状況及び現在の基本使用料が1,100円であることから、大幅なアップは困難と考えている。

(イ) 改定案

8 m³ 1,100円 (137.5円/m³)

事務局案として、基本料金の対象となる基本水量の引下げ を提案する。

水道料金の基本水量が8m³であること、また、今後単身の高齢世帯人員も増えていくと思われる、基本水量を0 m³とすると過度の節水意識を高めてしまう恐れがあること、合わせて、本市では元々昭和49年度の供用開始時の基本水量は8 m³であったことを踏まえ、基本水量を引き下げる。

10 m³を使用されている方は、実際に負担される使用料が上がるが、基本使用料は固定費の一部であり、基本水量が10 m³から8 m³に下がったからといって基本料金の対象経費が変わるわけではないので、基本料金を下げる理由にはならないと考える。

すべての使用者が負担するものなので、これにより6,000万円程度の増収が見込まれる。

ウ 水量区分について(資料4-6)

[説明者] 事務局 (宇田次長)

(改定案)

250 m³の区分を新設

水道料金の水量区分及び他市の状況を踏まえ、250 m³の区分を新設する。

これは事業所の区分になると思うが、区分を新設することにより、水資源保護・環境対策として、節水誘導型の料金体系を図ることも可能となる。

また、公平化の促進と企業誘致への配慮を行うとともに、景気の変動に左右されにくい財政運営を図るため、全体の累進度の引下げを行う必要も感じている。

◎使用料改定シミュレーション(資料4-7)

[説明者] 事務局 (藤岡係長)

(概要)

イメージがわかりやすいように、アからウまでの考え方を元に一般排水の使用料の改定案について、シミュレーションを3ケース作成した。

このシミュレーションは、あくまでも「例」である。

どのケースも一般排水の使用料を9.6%程度上げ、1億5千万円から1億6千万円程度の増収を見込むように作成している。

つまり、基本使用料の改定幅が小さければ、基本使用料以外の部分＝累進従量制の部分で使用料収入増を図ったものである。

表は、上から、基本使用料、水量区分ごとの単価、消費税率、現行収入との比較による改定率、年間使用料収入見込み額、2か月分の使用水量別の使用料の額をケースごとに作成したものである。

左端が現在の使用料体系である。

下水道使用料は2か月ごとに徴収を行うため、基本料金を2か月分で作成した。つまり、現行制度で言えば、1か月の基本使用料は、10m³までが1,100円なので、2か月にすると20m³で2,200円（税抜き）となる。

ケース1：基本水量8m³ 基本料金1,100円とし、250m³の水量区分を増設したもの。残りのランクを同率程度改定した案

ケース2：基本水量8m³ 基本料金 1,200円 250m³の水量区分を増設したものの。ケース1に比べて、基本料金分の増収が大きくなるため、累進従量制の部分は抑えられる。

ケース3：現行制度の水量ランクのままとし、すべてのランクをほぼ同率改定したものの。円単位のため、改定率9.51%とはならない。

いずれのケースも調定額ベースで作成しているため、徴収率が下がれば、予定どおりの歳入が見込めない場合がある。

例えば、ケース1の場合の増収見込みは1億5,821万8千円だが、これは徴収率が100%の場合であり、平成23年度の徴収率97.91%を掛けると、1億5,491万円程度になる。もちろん、市としても、単に使用料の値上げをするだけではなく、一層の徴収努力を行っていく予定である。

なお、第1回目の審議会資料の資料11にあり山陰他市との使用料を比較すると、一般家庭の2か月40m³の使用料を見た場合、どのケースも近隣市と比較して鳥取市を除けば安い使用料となっている。

[質疑] 細井会長

事務局から、1億6,000万円程度増収になるような3つのパターンを作ってくださいました。皆さん、いかがですか。

[質疑] 佐藤委員

余談になるかもしれませんが、この度農集の使用料を公共下水道と料金統一されたわけですが、農集地域は大概井戸があります。それは把握されていますか。

[説明者] 事務局（景井係長）

農集地域につきましては、今年度から累進従量制に変更しておりますが、昨年調査をいた

しまして、申告書を出していただき、水道水以外でどういう水をお使いでしょうかという確認も取っております。井戸水についても水道水とは別に排水されている水量の一部として、認定水量に加算しますので、使用料の計算に含まれております。

[質疑] 佐藤委員

どこまで把握されているかはわからないが、井戸水使用は、実際にかなりそういう部分があるかと思えます。もう少し水量認定をシビアにされた方がいいのではないですか。申告制ならば、申告されていない人もいるのではないのでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

水量認定につきまして、例えば地下水をお風呂だけに使っていると色々な場合がございます。一人当たり使用水量6 m³という基準と、お風呂と台所とそれ以外の割合が大体決まっていますので、聞き取りによって認定させていただいています。

農集の場合は、集落ごとに処理場がありますので、実際に賦課する水量と処理水量が集落ごとに出ますので、それがあまりにも差があるようなら、そこでまた調査等考えていかなければならないと思っております。

[質疑] 梅林委員

いろいろデータが出ておりますが、このケースの中で、市としてはどのようにお考えですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

今考えているのはケース1ということになりますが、これは一般排水のみのものでございますので、今後ご審議いただく公衆浴場や温泉排水によっても変わってこようかと思えます。

[質疑] 細井会長

ケース1が一番妥当だと考えておられる理由はこういったことでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

基本水量を8 m³まで下げることについては先ほどご説明したとおりですし、それから1か月250 m³区分を新設しております。また累進度が現状よりも小さくなっております。

ケース2は、基本料金が1,200円であり現在よりも高くなるので、小口使用者に厳しいのではないかということです。

[質疑] 加藤委員

資料4-3でも出ていましたが、基本水量が変わる影響を受ける（今まで基本料金だけだったのが、超過料金も負担することになる）区分、2か月17 m³から20 m³の件数というのはどれぐらいでしょうか。

[質疑] 細井会長

一つの目盛りが大体3,000件ですよね。17m³から20m³だから、それを4倍すればいいですね。

※3,000×4=12,000件/年。全体でおよそ180,000件/年だから、全体件数比およそ6～7%程度。

[質疑] 加藤委員

ケース1とした場合、結局どれぐらいの割合の方が値上がりすることになるんでしょうかね。16m³までの方の料金は変わらないということですよ。

※0～16m³までの件数がおよそ47,000件/年。全体でおよそ180,000件/年だから、全体件数比およそ25%は、料金が変わらないことになる。

[質疑] 宇田川委員

皆生温泉旅館の使用水量は大体どれぐらいでしょうか。大小あるかとは思いますが。

2,000m³を超えているんでしょうか。収容人数によって大体決まっているとは思いますが。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

皆生温泉としての水量はすぐには持ち合わせておりませんが、第2回審議会資料3「規模別汚水量及び収入状況」を見ると、2,000m³以上の件数が412件であり、これは年間件数だから6で割ると大口は、約70件弱ということになります。

[質疑] 細井会長

その中で皆生温泉は多いんですか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

本日の資料4-8（浴場汚水及び温泉排水の資料）の2枚目で、皆生温泉のみということではなく、浴場汚水、温泉排水として市が認定した件数の合計を出しているものがあります。温泉排水の合計が264件となっておりまして、これを6で割ると温泉は44件になります。

[質疑] 細井会長

資料4-8の温泉排水の水量計514,565m³をその件数264件で割ればよいということですか。

※514,565/264 = 1,956m³/件

[説明者] 事務局（宇田次長）

温泉排水については、そのとおりです。

[質疑] 宇田川委員

一般排水の使用料は資料4-7の一番下の表で分かりましたけど、温泉旅館の規模別、例えば500～600名使用で使用料がどれくらいになるかというのは、今分かりますか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

温泉排水ではなく一般排水の場合になりますが、資料４－７の下の表を見ると、２か月で2,000 m³使用の場合、現行では489,972円ですが、ケース１では527,599円となり、２か月でおよそ38,000円（7.7%）の値上がりになります。ケース１は、基本使用料の改定もしているため、ここのランクは、全体の改定率9.63%よりは低い改定率になっています。

[質疑] 細井会長

このあたりが、一般的な皆生温泉旅館の使用料になるのでしょうか。

少し温泉排水に触れられましたので、資料４－８を先に説明してもらいましょうか。

エ 浴場汚水及び温泉汚水について(資料４－８)

[説明者] 事務局（宇田次長）

(概要)

(ア) 浴場汚水使用料単価の考え方(案)

平均単価 162円(使用料/有収水量)の1/2を基本とする。

累進性にしない理由と、単価抑制の理由は、都道府県単位で入浴料金が定められており、物価統制令の対象となっている銭湯の汚水については、公衆衛生や生活上のミニマムを維持するため、経営に配慮する必要があるためである。

浴場汚水は、基本料金の範囲内で生活している使用者との比較により、料金水準の適正化を検討する必要がある。また、一般排水で採用している累進従量制は、大量使用を抑制する制度であり、浴場汚水については、採用しないこととする。

これらのことから、改定案を平均単価 162円(使用料/有収水量)の1/2を基本とするよう提案する。

(昭和49年度供用開始時も基本使用料単価40円/m³に対し、浴場汚水等はその1/2の20円/m³としており、本市の場合は平均使用料の1/2だという捉え方をしている。)

一般排水の使用料を9.51%程度改定することを踏まえ、浴場汚水単価についても9.51%程度改定し、84円(税抜き)としたい。

(イ) 温泉汚水使用料単価の考え方(案)

浴場汚水と同じ率で値上げする。

温泉汚水については、①汚濁の程度が良く、一般排水よりも処理経費が低いこと、②かけ流しの場合は、大量の排水が生じること、利用客が少なくても排水量を抑制することが困難であるという、温泉事業の性格があること、③市として政策上の配慮を行う必要があることから、84円としたい。

単価を84円にした場合、年間約850万円程度の増収が見込まれる。

先ほど、基本使用料のところで約6,000万円程度の増収が見込まれると話したが、温泉汚水及び浴場汚水で850万円の増収があれば、必要額の残りを累進従量制のところで賄うことになる。

[質疑] 細井会長

銭湯は都道府県で入浴料金が決まっているということは、下水道使用料が上がっても経営者がかぶらざるを得ないということですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

入浴料金の見直しも何年かに1回あると思いますし、県内でいうと本市70円/m³に対し、鳥取市は107円/m³ですので、県としては全体を見て銭湯の入浴料金を決めているということです。

[質疑] 宇田川委員

70円/m³が84円/m³に、2割上がるということですか。

今、一定の水量で契約させていただいておりますよね。浴槽の容積というか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

皆生は塩湯のため、水質的にメーターを付けると壊れるので水量認定が難しいということで、昭和56年から、浴槽1杯分とさせていただいております。

[質疑] 宇田川委員

一般排水は、累進従量制ということで使用量によって単価が変わってくるわけですが、一般排水の大口使用者も値上がりになるし、温泉も単価的に2割上がりますよという考え方でいいんですよね。これは、前回も言いましたが、大口使用者に配慮していただいた上で、こういう料金でどうかということなんです。

[説明者] 事務局（宇田次長）

累進の度合いについては、ある程度抑制する考えでおりますが、公平性ということから考えると2倍とかいうことになってしまいますので、先ほど申しました浴場汚水等を1/2にというのはそういう部分があります。累進度についても、できるだけ2に近づけることが出来たらいいとは考えております。

一方、累進従量制をとっている理由としましては、大口使用者があるが故に施設の規模を大きくしなければならないということがありますので、大口使用者にたくさん負担していただくというような理由付けもございまして、累進度2というのは、一つの目安になるかと思っております。他市も累進度2以下にされているところはあまりないと思っております。

[質疑] 宇田川委員

大口使用者は、みなさんがコストの節約を考えておられるが、電気料金もあがりますし、経費削減はなかなか難しいというようなことを聞いたこともございます。

我々温泉も、皆生温泉はほとんど湯元から買っているわけでございまして、年間数百万単位になっていると思いますし、そういう中で（下水道財政の）事情も分かるわけですが、我々もいかにして温泉排水を減らすかとか、また、節水にも努めております。一般家庭のように、コーヒーを飲むのを減らすかとか、そういう世界であればともかく、事業者についてはダブル（一般排水と浴場汚水及び温泉排水）で値上げというのは…。

経済環境から、我々も追い風ではなく逆風の真っ最中ですので、事務局案の趣旨はわかりますが、これは我々事業者からの意見として、是非お考えいただきたいと思います。

[説明者] 事務局（宇田次長）

市全体としての施策に対するご意見だということでお聞きしました。

泉源から湯を買っているのではなかなか経費の圧縮を図りにくいという状況だということでもございますけれども、温泉については、例えば泉源を市で持つとか、てこ入れを一般会計でされている市もございます。

ただ、下水道は下水道として1つの特別会計になっておりますので、一般会計でこの部分の施策が不足しているから下水の特別会計でやるということもなかなか難しい部分がございます、それこそ最初の繰出金の話に戻ってこようかと思っておりますけれども、基準外の繰出しというのも認められておりませんので、なかなか難しいと思います。

使用料体系については、温泉排水のところを減らすと、逆に一般排水の方でその分たくさんお願いすることになりますし、大口のところを減らすと一般家庭のところを増やすことになりますので、なかなかその調整が難しいと考えております。

従来の料金体系が正しいものとして一律で上げてしまう方法が一番簡単なんですけれども、この度はそうではなく、大元にかえて基本料金とはどういうものかとか、そういうところから始めておりますので、またいろいろご意見を伺いながら、次回に向けて調整してみたいと思います。

一応、原案としては、基本水量としては8 m³、250 m³のランクを新設して、ケース1のような形、それから浴場汚水及び温泉排水については2割アップの84円、そういう形で考えているということです。

[質疑] 細井会長

宇田川委員には温泉を含めて大手の意見としてご発言いただいて、あとの方は主に市民のということで、どうお考えになるかということですね。

理屈で言うとケース1が妥当なのかもしれませんが、例えば米子というのは皆生温泉というのは一つの大きな産業だというふうなことを、市民なり行政なり市議会が判断されるならば、結局その辺でどうするかという話になるかと思えます。

[質疑] 上村委員

浴場の経営者にも結構負担が掛かってきますよね。

浴場はだんだん少なくなってやめていかれるという傾向もよく聞くんですけど、温泉もですけれど、お風呂のない方もありますし、そういうところも考えていかないと、その辺いい手がないでしょうかね。

[質疑] 宇田川委員

温泉でなくてもランニングコストが上がるばかりで、一方消費の方は以前よりも下がっていているわけで、事業者の立場としては大変です。

[質疑] 加藤委員

浴場は、入浴料金を自由に決められないが、温泉は自由に決められるんですよね。

[説明者]事務局（宇田次長）

そのとおりです。

[質疑] 伊藤委員

浴場汚水、温泉排水が73.5円/m³（税込み）というのは、どういう基準で決められたものですか。過去の経緯を教えてください。

[説明者] 事務局（宇田次長）

供用開始時、一般排水40円/m³の時代に1/2の20円/m³でやっていたということです。

[質疑] 伊藤委員

1/2の根拠は何ですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

米子市の条例は東京都の条例を参考にして作ってありますので、東京都でそういう料金体系だったということです。それで、ずっとそれを踏襲してきているということです。公平性の問題があるかもしれませんが。

[質疑] 伊藤委員

資料4-2でいうところの「用途別使用料制」に該当するんですよね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

そうですね。

[質疑] 伊藤委員

そういうことを考えたら、温泉とか浴場を含めて、もっと違う業種でもそういった用途別で使用料設定をして、値上げ分を少なくするような政策をもってもいいのではないのでしょうか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

資料4-2に用途別使用料制の長所、短所を載せていますが、用途別は、用途の違いによる原価の差異に、説得力のある根拠を得がたく、また企業形態が多様化する現状では、用途区分の設定に混乱が生じやすいという短所があります。

また、他市の例をみますと、用途別でたくさんの例を作っておられるところというのは、あまりないようです。

[質疑] 伊藤委員

ただ、先日、老人保健施設の方で料金統一して急に負担が多くなったということをおられましたよね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

政策的な部分になろうかと思いますが、全国的な料金体系の中で、一番例が多いのは物価統制令による浴場汚水、それから必ずしも全部ではないですが温泉地があるところでは、温泉排水について特別料金を設定しています。そのほかはほとんどありません。ただ、東京都では減免で生活関連業種に対応しているという例があるようです。それも、東京都だけに限られている状況ではないかと思います。

[質疑] 宇田川委員

大口の事業者だけは痛みは無しでもいいのかという部分はありますけれども、例えば、私見ですが、温泉汚水については据え置いていただくと、ただ一般排水についてはみなさんと痛みというか、何か共有するというか、お考えいただけるとうれしいと思います。値上がりというのは厳しいものがあるというふうに申し上げたいと思います。

[説明者] 事務局（宇田次長）

政策的な部分を含めまして、なかなか一般会計から基準外の繰入れをもらえるわけでもございません。端的に言えば、それ以上の経営努力をして値上げ自体を圧縮しろという話になるのかもしれませんが、9.51%の値上げと考えた場合では、こういう形での方法を考えざるを得ないということでございます。

[質疑] 加藤委員

心情的にはよく分かりますが、その分をどうやってカバーするのかっていうことを考えると、ここだけの問題ではないですね。米子市が皆生という観光地をどういうふうに扱うのかという話になっていきますね。

温泉に配慮した場合、ではその分（不足分）は一般排水の使用料でカバーするとなった場合に、どうやって皆さんに説明するのかとしたりするんですけどね。

1億6,000万円の増収を目指すのに、どのようにシェアするかということですが。

[質疑] 梅林委員

考え方ももう一つあって、今、市が示したやり方で値上げしてみる、しかし米子市としては、皆生温泉は一つの大きな目玉商品だからどうするのかという持っていく方もあると思うんです。

私見ですが、一般的な考えは、ケース1のようなやり方でいいと思いますね。

で、今、宇田川さんがいろいろ言われましたけど、そのまま流して、僕はポンと預けてしまった方がいいと思うんですよ。また別の声もあると思うんですよ。「温泉がそんなに流すんだったら大変だろ、市はこういうふうに考えなさい」という方向もあるでしょうね、またそれぞれグループ持っていますから、そういう話もできるわけですし、そうしませんと、一般排水はこれ、温泉はこれ、風呂はこれというスタイルで整理は難しいのではないかと個人的には思いますね。

[質疑] 細井会長

温泉が米子市にとって大事な産業であるということなので、多分に政策的な判断が入ってくるので、この審議会だけで全部の判断がなかなか難しいというご意見だと思います。それで、ケース1とケース2は基本料金のところが違うのと、あとは累進の問題だと思うんですよね。また、温泉排水の使用料のお話と、それに関連してケース1とケース2の累進をどういうふうに持って行くかってことになると思うんですけれども、次回はどれぐらいまで進めないといけないですか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

審議会の開催は、今回を除いて、あと3回（年度内で2回、新年度1回）は可能だと考えています。

[質疑] 細井会長

そうしますと、梅林委員が言われましたようにケース1が基本形ということで、それを基本にしながら、今のこの場の雰囲気ですと、累進をもう少し下げるんですかね。大口の負担をもう少し低くする場合とか、あるいは、浴場とか温泉排水の単価をもう少し低くして同じような増収を目指すためにはどうするかといった辺りのシミュレーションをもう一度作ってもらいましょうか。

それで、今日は出ませんでしたけど、例えば代表的な温泉旅館だとかこう値上げしたらどうなるのかとか、そこまではしなくてもいいんですかね。

[質疑] 梅林委員

出してもらった方がいいですよ。

[質疑] 細井会長

大手からそうでないところまでいろいろあるんでしょうけど、いくつかのパターンで、この旅館だとかこうなるというのを・・・、といいますのは、本日の資料4-7で一般排水の方はいくら上がるかなというのがイメージできて議論されていますけど、温泉の方もそういうふうなデータを出していただいた方が議論しやすいかなと。それで次回もう一度、かなり具体的な議論をさせていただくということで。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

ご確認いたします。

基本としましては、ケース1の基本水量8m³、基本料金1,100円、これについては、みなさんほぼ同意をいただいたということで、これを基に累進をどう考えるかということでパターンを作成しますのと、浴場及び温泉排水をもう少し低くした場合は一般排水がどうなるのかというパターンを作って、どういった体系が望ましいのか検討いただく材料を当局の方から提示させていただくということ、それから、具体的な旅館の例を挙げて、使用料がケースによってどういうふうになるかというのをお示しするというのでいいでしょうか。

[質疑] 細井会長

今日のところは、大枠で年間1億6,000万円増収したいということと、大きな枠組みの水量の区分と、基本料金については大体コンセンサスが得られました。

今回は、温泉が米子の特色ですので、それに対する配慮をどういう形で持っていこうかというあたりの議論になろうかと思います。一般家庭の料金はかなりの率で上がりますが、ご賛同いただいたということによろしいでしょうか。

[質疑] 加藤委員

ケース1は、2ヶ月10m³使用の人たちの使用料が据え置きになっているけれども、ここを2ヶ月100円だけでも値上げすれば、老健施設などの大口の負担も少し減らせるのではないかと思います。いかがでしょうか。

[質疑] 事務局（景井係長）

農集地区は平成24年度から、定額制から累進従量制となり、老健施設においても、料金が上がったところもあれば下がったところもありますが、公共下水道地区の老健施設については、平成23年度と平成24年度で料金が上がったということはないということもご理解いただきたいと思います。

[質疑] 細井会長

先日の話でもそういうことでしたよね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

加藤委員が先ほど言われましたのは、基本料金を1,100円ではなく、1,150円にする案もつくるということでしょうか。

[質疑] 細井会長

ケース2は、1,200円ですけどね。

[質疑] 加藤委員

どうするのがいいんでしょうね。上げないといけないんだよね。

[質疑] 梅林委員

全体での増収額は変わらないんだからね。

[質疑] 佐藤委員

結局、どこを上げるかという話ですよ。増収すべき1億6,000万円というのは変わらないんだからね。私見ですけど、浴場とか温泉は今まで優遇されてきてますよね、だから、値上げの対象から外せというのは論外だと思うんですよ。全体から見たら、それでもまだ優遇されているわけですからね。

[質疑] 伊藤委員

私は、だけど一定の政策というか配慮はあってもいいと思うんですけどね。

[質疑] 宇田川委員

地域によっては、温泉を下水道につないでいないところもありますよね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

はい、皆生温泉はやさしい成分になりますが、濃い成分になりますと、下水施設で処理が出来ない、機械を傷めてしまうということになりますので、直接放流あるいは自分のところで処理してくれというところもあるようです。

[質疑] 宇田川委員

温泉地によっては、そのまま放流しているところもあるわけでございまして、これも不公平かなと思ったりもしますけどね。

3 その他

(1) 今後のスケジュール、審議事項について

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(概要)

次回は事前に資料をお届けし、みなさんにご検討いただいた上で開催したいと思います。

次回開催予定は、1月です。場所と時間は今回と同じです。

また、今回の議事録については、佐藤委員、鶴田委員にご承認いただき確定とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

4 閉会